

平成30年 第6回

教育委員会定例会会議録

平成30年6月7日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2499号
平成30年第6回定例会

日 時 平成30年6月7日(木) 午前10時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	学校指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2488号 第1回定例会(平成30年1月12日開催)

第2489号 第1回臨時会(平成30年1月23日開催)

第2490号 第2回定例会(平成30年2月13日開催)

日程第2 審議事項

1 港区立港郷土資料館の臨時休館について

日程第3 教育長報告事項

1 港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

2 パーソナルコンピューター等の購入について

3 平成31年度使用区立小学校教科書採択に係る選定報告書等の報告について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから平成30年第6回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

第2488号 第1回定例会（平成30年1月12日開催）

第2489号 第1回臨時会（平成30年1月23日開催）

第2490号 第2回定例会（平成30年2月13日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成30年1月12日開催の「第2488号第1回定例会の会議録」、平成30年1月23日開催の「第2489号第1回臨時会の会議録」、平成30年2月13日開催の「第2490号第2回定例会の会議録」につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

1 港区立港郷土資料館の臨時休館について

○教育長 日程第2、審議事項に入ります。「港区立港郷土資料館の臨時休館について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは資料ナンバー1をご覧ください。議案第35号で「港区立港郷土資料館の臨時休館について」です。「審議内容」につきましては、平成30年11月1日に開設予定の港区立郷土歴史館へ移転するため、郷土資料館を平成30年9月1日から10月31日まで臨時休館を行わせていただきたいと思います。

「休館する期間」ですが、9月1日から10月31日までの61日間。

「休館の理由」につきましては、平成30年11月1日に開設予定の港区立郷土歴史館へ展示資料や収蔵資料を移転するため、郷土資料館を臨時休館いたします。なお、この9月1日とした理由につきましては、夏休み期間中を考慮しまして、ぎりぎりまで子どもたちに利用していただきたいということで、9月1日まで休館するのは避けたという状況になっております。

「告示予定日」につきましては6月11日となります。

「利用者への周知方法」については（1）から（6）まで記載のとおりでございます。

「その他」として、区立小・中学校の夏休み期間中の平成30年7月21日土曜日から8月31

日金曜日までの間、児童・生徒等の来館を考慮しまして、例年どおり日曜日と祝日の臨時開館をさせていただきたいと考えてございます。この臨時開館に伴いまして、7日間臨時開館をする予定です。説明は以上になります。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問ご意見をお願いいたします。

○**山内委員** この案件自体はこの内容で結構ですが、休館のお知らせを周知するときに、単に休館と知らせるより、11月からの新しい郷土歴史館に行きたくなるような言葉を、うまくつけながらやっていただきたいのと、もう一つは、郷土資料館の開館に向けて、収蔵資料の移転や整理は、実は非常に手間と時間がかかる作業だと思います。しかし、最初にその作業をどこまで丁寧にやっておけるかで、その後のスタート以降の活動のやりやすさは変わりますから、人の手当てを含めて大変に違いないと思うのですが、ぜひ丁寧にやっていただけたらと思います。

○**図書文化財課長** まず1点目の周知につきましては、郷土歴史館につながるような周知をさせていただきたいと思います。また移転に伴い休館する2カ月間は、日程的には厳しい期間だと認識しております。気を使う作業がたくさんありますので、我々も臨時職員などをきちんと手当てしながら、また専門業者と打ち合わせをしながら、しっかりとやっていきたいと考えております。

○**教育長** よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第35号について原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第35号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

1 港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

○**教育長** 日程第3教育長報告事項に入ります。「港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** 資料ナンバー1をご覧ください。平成30年5月22日火曜日に開催しました港区いじめ問題対策連絡協議会の内容についてご報告させていただきます。

項番1「日時」については表記のとおりでございます。項番2開催された「場所」につきましては例年どおり芝公園区民協働スペース3階で行いました。

出席者については、実際に出席された方のお名前を記載しております。区長をトップとして学校関係者、都の児童相談センター、PTA関係者、人権擁護委員、民生委員、青少年委員、さらには主任児童委員、心理の医師、そして警察関係者ということになっております。

内容について説明させていただきます。まず3番の(1)、こちらは昨年度の港区いじめ問題対策連絡協議会等でどのようなことをやってきたかという報告資料です。平成29年度の様子についてお知らせをしました。続きまして(2)平成30年度港区いじめ問題対策連絡協議会の開催についてということで、資料2には、今年度の予定について記載しております。今年度も教育委員会が

行う「教育委員会いじめ問題対策連絡協議会」を年間3回行う予定をしております。

続きまして資料3「関係部署におけるいじめ防止対策」についてです。港区においてはそれぞれの部署においてどのようないじめ防止対策を行っているかということで、指導室、子ども家庭支援センター、子ども家庭課、人権・男女平等担当、保健推進課、障害者福祉課の取組について、記載しています。指導室の港区子どもサミットについては、昨年度特に問題となったSNSに関して、子どもたちが一生懸命協議をし、それぞれのSNSのルールを、学校でどのように取り組んでいるかという情報交換をしました。他課では、いじめ・児童虐待防止キャンペーンの実施やいじめ講演会等の実施、障害者の権利擁護の推進として「みなとも」という冊子の作成などを取組として行っております。

資料4、5をご用意いただけますでしょうか。これは教育指導課から報告しました昨年度のいじめの状況になります。まだ文部科学省の方で確定値にしておりませんので、暫定値ということで記載しております。去年の発生状況について資料4の1番に記載しております。2番では小学生・中学生が、何年生でどのようなことが発生しているのか、発覚のきっかけはどうであったかということについて記載しています。資料4の裏面につきましては、その傾向としてどのようなものがあるかということで、小学生においては悪口、嫌なことを言われるとか、中学生においても同様です。次に、仲間はずれや軽い接触というようなことがおもだったものになっております。3番は、過去5年間の港区の小・中学校におけるいじめの推移ということで報告していますが、これは後程触れたいと思います。

資料5につきましては、港区の子どもたちがどのぐらい今増えてきているのかというような学級数の状況について、今回の会の中で報告をしております。

では資料1に戻りまして、学校における取組についてです。中学校を代表して、六本木中学校石原校長に来ていただきました。中学校の現状ということで、「いじめの相談窓口」の周知をしっかりとしていくことや生徒たちが生活の何に困っているかということやをきっちり把握することが大事だといいい、またいじめがあった後はどうなのか、指導した後の子どもたちの様子はどうなのかをしっかりと把握することが大事だというような話がありました。さらにこれは課題として捉えたことですが、保護者にとっては学校がどのようにいじめ対策の取組をしているかということが分かりにくいといったご意見がありました。実際いじめをされたお子さんやいじめをしたお子さんに対しては、親御さんと積極的に連絡をとって、学校は対応をしていきますが、その他の方たちには、学校がどんな取組をしているのか分かりにくいいため、取組内容を紹介していく必要があるのではないかとというようなご提案をいただきました。

続きまして筈小学校石井校長からの報告ということで、学校におけるいじめの認知について、昔と現在と少しずつ変わってきているのではないかというお話がありました。いじめの行動について考えると観衆としてはやし立ててしまうお子さんたちと、傍観者として黙って見ているお子さんたち、そういった子たちにもきちっとした指導をしていかないといじめはなくなっていかないだろうということ。またいじめを行う者の心理としては心理的ストレス、集団内の弱い者を攻撃する、集

団内の異質な者への嫌悪感ですとかそういった心理についても、アプローチをしていかないと加害者が減ることはないだろうから、被害者救済というよりも、加害者を減らすということの観点も学校においては大事なのではないかという話がありました。また世界のいじめの傾向についても、話をされておりました。

保健福祉支援部長から、市民性教育とは具体的にどのようなものかとご質問がありましたが、社会的責任能力を育成することというようなご回答をさせていただいております。

続きまして、資料6をご覧ください。「みなと子ども相談ねっと」での相談回数等についてのご報告です。こちらの資料を使って子ども家庭支援センターの方から報告がありました。やり取り総数の回数を見ますと、同じお子さんに関して何回も繰り返して丁寧に対応しているということが特徴的な実態であると思っております。

続いて(4)番「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」及び港区としての取り組みということで、教育指導課から資料7と8を使いましてご報告をさせていただきました。法務省等が調査した結果に基づいて、文部科学省にいじめの防止対策推進に関して勧告がいくつかあります。その主なものということで三つ書かせていただいたのが、資料7となります。調査結果1で、「いじめの正確な認知の推進」とありますが、いじめに関しては、実は都道府県間で1.9倍ぐらいの大きな差が開いており、いじめとして認知していない自治体があるのではないかという指摘です。これについて、先程過去5年間の港区の状況を調べた結果を報告させていただきましたが、港区においては、年によって、各学校、学年によってばらつきがあります。ずっと5年間いじめがなかったという報告をしているのは東町小学校のみです。そのほかについては、年によって数が異なる報告を受けています。東町は小規模な学校ですので、いじめに発展する前に、子どもたちが嫌だなどということがあればちょっとしたことであっても言ってきて、いじめに発展することなく、うまく抑えているのだと捉えています。

それから調査結果2「重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底」ということで、港区においては条例を設置し、いじめが起こった際に対応をする会議体も二つ用意し、教育委員会における会議体と区長部局における会議体の準備が整っており、適正に進んでいると考えております。また過去5年間の重大事態と認知されるような報告もございませんでした。

続きまして調査結果3「関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進」ということで、それぞれの部署で用意はしているが、連携ができていないのではないかという国の指摘です。港区においては、今回の会議でも報告したように、さまざまな調査をきちんと行っているということと、さらには例えば放課GO→においていじめがあったことも、教育委員会事務局に連絡が来て、学校と連携しながら対応しており、子ども家庭支援センターについても、相談の中で学校が特定された際には、教育委員会事務局と連携しながら、学校と子ども家庭支援センターと両面からいじめ対応を図れているという点では、きちんとした対応ができていないかと報告をさせていただいております。

資料8は、どんなことが国で重要視されているかという資料になります。

では資料1に戻りまして、5番の意見交換の中で出た内容です。小学校PTA会長の方から、子どもが匿名でいじめ相談をしてきた場合、学校や子ども家庭支援センターがどのような対応をしているのかということについてご質問があり、その回答内容を掲載しております。相談者の承諾を得ながらさまざまな機関と連携し、子どもの見守りですとか、状況を共有するために行っていることなどを回答しました。それから、集団内に異質な行動をしてしまう子どもがいるとトラブルに発展してしまうことがあるということについては、発達障害のお子さんの特異な行動に対して、周りの子どもたちがちょっと違和感を感じ、それがいじめになってしまうことがあります、何かトラブルがあると保護者の方は、その子にはかかわらないようにしなさいとマイナス方向のかかわり方を言う傾向があります。それについて、保護者の方にはどうやってかかわればいいのかを伝えてもらうために、積極的に学校側から情報発信をしてほしいという要望がありました。これについては今後学校の方で対応していきたいと思っております。

続きまして区内の私立中学校の代表として広尾学園の松尾教頭先生にご出席いただいたのですが、私立の様子ということで、私立の学校でもSNSの関係のいじめが起こっており、LINE外しですとかLINEによる悪口ですとか陰口ですとか、そういうのは頻繁にあるということでした。学校内では教員同士が逆に教員のネットワークやメール等を使いながら、情報連携をして、子どもたちの見守りを強めているというようなご報告がありました。また教員が被害者の方ばかりを意識して保護しがちで、加害者になった親御さんを責めてしまう傾向があるが、加害者になってしまった親御さんも悩んでいるので、どう支援するか、学校と親御さんが連携して、信頼してそのお子さんをうまくいい方向に持っていかないといけないのではないかというご意見がありました。そのほか、保護者と積極的に子どもについての情報を共有するということが、学校側としてとても大事なことなのではないかというご意見がありました。

また東京都児童相談センターの方から、児童相談所が行っている業務に関してご報告をいただきました。

それでは、青少年育成活動方針についてご説明いたします。特に必要とされている取組ということで、犯罪に巻き込まれる危険性や、インターネットに関係する有害情報、エイズ感染症、人と触れ合う機会、他人を思いやる心について書かれております。5の(1)にはいじめをしない、させない、見過ごさない取組として、子どもがSOSを出せる環境づくりや、インターネットの有害情報の中で、特にSNS等のいじめ関係について、新たな視点で内容を修正しています。こういった資料を配布し、区民で共有した取り組みということでご紹介させていただきました。

長くなりましたが、港区いじめ問題対策連絡協議会の概要について報告をさせていただきました。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

報告資料には記載がありませんが、医師の武石先生から、大規模校はいじめが多くなる傾向があるというお話がありました。

○教育指導課長 港区では生徒が増加し、学級数も増加しています。人間関係が安定するまでの間

は、ぶつかるお子さんがどうしても出がちで、そうするといじめに発展する例もあります。大規模校においては、やはり発生しやすいのではないかというご指摘、仮説をいただきました。またあわせて、お台場学園の港陽中と港陽小が29年度6件、4件と多いのは、小中一貫校だからかというお話も疑問としていただきました。過去の年度を見ていただくと0件という年もありますので、単純に一貫校だからとは言いにくい部分があると私たちは思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 資料ナンバー1の筈小学校石井校長先生の、昔と最近のいじめの認知が変化している件について、最近の場合の心理的ストレスというのはどんなことがあるのですか。

○教育指導課長 ある一例ですが、小学校5・6年生になると学級の状況が落ちつかなくなる学校がいくつかあります。その因果関係は難しいのですが、受験率の高い学校が受験を間際にして、自分の学力が伸びていかないことでいら立ちが出てくるのではないかと思います。塾へ行っているような問題をどんどんやっている中で、夜中まで起きていると心の安定が図れなくなり、どうしてもちょっとしたことで人に当たってしまったたり、ちょっと違う対応をした子に対して、いじわるをしてしまったたりということが、心理的に出ているのではないかと捉えています。

また逆にネグレクト傾向のお子さんは、ネグレクト状態にあると、そういったストレスから人に構ってほしいので、誰かにちょっかいを出し、周りが嫌悪を抱いてその子をいじめる、また逆にその特定の子にやっているとその周りも一緒に同調してやっていると、いろんなケースが考えられます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 いじめというのは本当に大事な問題で、港区としても教育委員会としても、色々な委員会を設置して非常に一生懸命やってくれているので、幸い重大ないじめは港区の場合、発生していないということで本当によかったと思っています。最近のマスコミ報道で他市の女子中学生がいじめが原因で自殺したことに対して、学校側も教育委員会も、報道の内容なのでわかりませんが、調査するのが大変だからという理由で無視したというか、発表するなというような対応があったと聞きました。これだけいじめが重大問題になっているのに、なぜそんな対応が行われたのかと疑問に思うのですが、ほかの教育委員会のことを聞いて申し訳ないのですが、なぜそんな対応をしてしまったのだと思いますか。

○教育指導課長 港区は、基本的にいじめ対応の調査をする委員会をきちんと設置してありますが、そういうものがないところは、自分たちだけで調べようとしてしまい、どこかで甘さが出るのではないかと思います。いじめについては加害者・被害者がいますが、加害者が複数の場合が多く、1人のいじめられたお子さんを転校させると、何となく解決したというようなイメージを持たれがちです。しかし、本質的な解決ではないわけです。そういった例にもあるように、解決の方法として、どう落としどころをつくるのか、心理的な面が非常に多いですし、ニーズ的な面も多くて、そうすると隠蔽ではないにしても、解決方法が甘くなり、結論としてこの子さえ転校してくれればいじめはなくなるみたいなどころに行ってしまう。調査よりもそちらを優先するという心理が働くのかな

と予想されます。本質的な解決のためには、両方のお子さんたちがその学校に残ってきちんと自分たちのやったことを省みて、いじめられたお子さんたちが心理的に圧迫されずにいられるような環境を築いていくところまで持っていくのがベストだと思うのですが、なかなかその事態の発生した学校でないと、また教育委員会でないとちょっと感覚が違うのかもしれませんが。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 先程の小学校PTAの代表の方からの質問ですが、二つの質問があって、一つ目は回答が入っていますが、二つ目の集団内で異質な行動をしてしまう子どもがいると、トラブルに発展するケースについて、保護者はその子にかかわらないようにとってしまうとのことですが、それに対して学校から保護者へ発信してほしいという意見の回答はどうなっていますか。

○教育指導課長 これは要望ということで綿谷会長は言っていたのですが、以前にも綿谷会長から相談を受けたことがございまして、そのときに回答したのは、学級の中でそういったお子さんと子どもたちがどうすればうまくいくのだろうかということをお子さんに考えさせないといつまで経っても解決はしませんと話しました。親御さんは、「もうかかわるな」と言うのではなく、どうすればうまくその子とかかわって、学級の中がうまくいくのかを考えようねと声かけすることが、親としてのまず第一の務めでしょうと綿谷会長には回答しております。その上で、うまくいかなかったときに先生と「どうですか」という状況を問うていくことがないと、事件が起きた際にある一場面だけを切り取ってしまい、日頃はもっとうまくいっている時間も長いわけですから、ほんの一瞬の出来事だけを捉えて、いじめられたとか何々したということばかりが目立ってしまうことの方が問題だと思います。子どもたちは自分たちが頑張ったことを評価してほしい。ふだん一生懸命頑張っていたのに、この一瞬だけちょっと失敗してしまったという時に、頑張ったところが無視されてしまうと、子どもはいつまでたっても子ども同士の人間関係が築けないようなところがあるので、親御さんはそういった大きな構えで、子どもが将来的にもいろんな人とつき合っていくという視点を持って、「この子とうまくいくためにはどうしたらいいか」ということで語りかけてほしいとお伝えしました。

○田谷委員 今、松田課長がおっしゃったようなことは、何らかの形でぜひとも保護者に伝えてもらいたいと思います。このページの最後の石塚委員の発言のところで、配偶者間のDVや夫婦喧嘩、そういうこともいじめの延長上にあると思います。子どもが道をそれていくというのは、家庭に起因することが僕の経験ではとても多いと思っておりますので、心理的虐待を受けることもそうですが、そういうときにこういう対応をしてほしいみたいなことを何らかの形で保護者に伝えてほしいと思います。少しでもそういう努力をして、いじめは諦めないで少しでも減らしていただきたいと思えます。

○教育指導課長 今回も6月25日にいじめの講演会があり、保護者にご案内をしています。今回は自殺防止のNPOをしているライフリンクの清水さんという方を講師としてお迎えする予定です。教育委員会で毎年開催をしておりますので、そういった中でも触れていくようにしたいと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 石井校長先生の発言で、イギリスの場合は傍観者が少ない、それは市民性教育が行われているからとあります。それに対して質問で、市民性教育とは何だと言ったら、社会的責任能力を育成することであると書いてあり、納得しておりますが、学校教育現場で小学生・中学生に社会的責任能力を身につけさせるために、具体的にはどのようなことをやっているのですか。

○教育指導課長 いじめを例にとれば、傍観者ではなくきちんと自分から積極的に仲裁者になるようなことが理想的には考えられます。でもそうではなくて、例えば学校の当番活動で、給食当番がありますが、給食前に体育の時間があって、給食当番が体育の片づけをされていて給食当番の時間に戻ってこられなかったときに、周りの子どもたちが「あの子大変そうだな。」と、ちょっと自分たちができることを手伝ったりすることも、学校の中で自分が果たすべき責任として見なければいけないわけです。そういった一つ一つの学校生活の中で指導して育成することが社会的責任能力を育てることになり、そういった観点を教員が持っているかどうか。「当番なのになぜやらないの。」と当番だけのことを言うのか、「当番ができないのだったらみんなでカバーしようよ。」と言うのか、教員の学級経営の能力そのものが社会性の育成の能力そのものになるのだと私は捉えております。

○小島委員 いじめのようなものが行われたときに、周りにいる子どもたちがその問題をどう捉えて、どうしたら良いのかということをよく考える場を、学校で常日頃からやっていくということですね。

○教育指導課長 実際に、いじめのない学級もありますので、いじめのない学級は逆に言うと社会性があって、お互いのことを分かっているカバーし合うということができているので、いじめが発生しにくいのです。いじめが発生してしまってから考えると、どうも責任の押しつけ合いみたいなことになってしまいますから、むしろ日頃からそういったことを育てた上で、道徳の教材の中で実際にいじめが起こったらどうなのということを考える経験が必要だと思います。その経験の上で自分たちの中の現象を捉えて、自分の役割とか、かかわり方を子どもに意識させることが重要だと思います。

○小島委員 道徳の授業で、このような教え方をしていますか。

○教育指導課長 先生方に選んでいただいた教科書の中にいじめの教材はたくさん入っているので、それに触れながら、考えて議論することが道徳ですから「あなただったらどうする」と授業の中で話すようになっております。

○小島委員 道徳だけではなく公民教育の中でも、人はどうあるべきかとか、人権について色々教えるわけですから、いじめの問題を公民教育の中でも社会的責任というか市民性教育として、学校現場でやっていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 学校教育だけではなくて、小学校の早い段階から、家庭教育に対しても働きかけをすることが必要だと思います。市民性の教育というのは学校だけで完結するものではなく、家庭も大

事で、例えば電車に乗っていてお年寄りが立っているときに、席をかわることは、周りの目を気にしないで、恥ずかしがらずに行う勇気がないと難しいですし、練習が必要なことです。常にそういうことを家庭でも心がけるといことも大事です。あるいは嫉妬やねたみの問題というものがありますが、家庭の中で友達がいいことをしてくれたりとか、友達が頑張っているということや家庭の団らんの会話の中で、楽しみながらいい意味で取り上げることを大事にしていくことも大事だと思います。

○教育指導課長 今のお話を伺って一つご紹介したいエピソードですが、ある小学校の道徳の授業で、電車の中で優先席は必要かを議論しました。多くの子どもたちが「優先席は必要だ」と言ったのですが、ある子が「必要ない」と言ったのです。その主張は「優先席がなくなると譲るべき人に譲るのが本来のあり方だ。優先席を置くことは、実は本当は恥ずかしい国なのではないか」という発言をして、みんなの意識をガラッと変えたこともございました。

○小島委員 なかなか素晴らしい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 パーソナルコンピューター等の購入について

○教育長 次に、「パーソナルコンピューター等の購入について」説明をお願いします。

○教育指導課長 資料ナンバー2を使いまして、「パーソナルコンピューター等の購入について」説明します。「港区学校情報化アクションプラン」の施策に基づいて、区立幼稚園、小・中学校に配備するパーソナルコンピューター並びに中学校に配備する電子黒板機能つきプロジェクター、書画カメラ及びICTカーブを購入するものです。

購入経費が2,000万円を超える契約となりますので議会案件となります。そのため教育委員会にてご報告をさせていただきます。

なお中学校に配備する電子黒板というのは、小学校は先に配備されており、今回は中学校の予算がついたということで購入し、中学校のICT化を進めていきたいと思っております。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

○田谷委員 これが実現されると、小学校でも中学校でも1台のパーソナルコンピューターを何人で使う形になるのですか。

○教育指導課長 中学校は新たに40台配備されます。パソコン室のものは持ち運びできませんが、購入する40台は、持ち運びができて教室にLANがありますのでそこで活用できます。1人1台使うことも可能ですし、3学級ぐらいが修学旅行前の調べものなどに、4人から6人ぐらいの班に1台ぐらいで使うこともできます。

小学校も同じぐらいの配備ですが、小規模校と大規模校により、台数は違います。多いところでは160台を配備していますが、児童数が1,000名を超えていますのでそのぐらいの台数が必要になります。なお今年度の9月以降から芝小学校で1人1台ずつのタブレットを置いた教育の研

究が始まります。今後施策が進んでいけば、よい使い方の発見や教育効果が認められれば、1人1台という施策に進んでいくということで準備をしているところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 これからは、本当の意味で子どものどういう能力を育てるために、タブレット等をどう使うのか、あるいはどういう能力を損ねないために、従来の教育のやり方をどう丁寧に行うのかということが、極めて重要になってくると思います。日本全体を見ていると多くはICTを入れることで満足していたり、あるいは世の中こういう時代だから使わなければいけないという感覚が、全体や教員の中にも多いというのが現状だと思いますが、そうではなくて、どういう能力を育てるのか。こういうものを入れることの功罪両面を認識しながら、一人ひとりが考えるということが必要だと思いますが、お考えがあれば教えていただきたい。

○教育指導課長 港区では教員に年間10回のICTを活用した授業をどのようにしたらいいかという指導事例等の研修会を行っています。その中でパーソナルコンピューターというのはそこで何かをつくるというよりも、コミュニケーションツールであることは間違いないので、ほかの人たちと共同して一つのものをつくり上げることが、LANが発展していますので可能です。ソフトウェア上で複数の子たちから、イメージで言うと一つの黒板みたいなところに、それぞれのコンピューターから入れていき、子どもたちの意見の中からキーワードを拾い上げて、全員で共有しながら、議論ができます。ICTの力によって、何を子どもたちが意識しているかということが一瞬にして見えるわけです。自分の持っている能力プラスアルファでいろんなことを考えることができるというのが、ICTのよさだと思います。また逆にアナログであった方がいいもの、それは教員の方がよく分かっています。教員が知らないのは、ICTが優れていて、これを使うともっと子どもが伸びるということを知らないで、ICTで伸びる部分を教員に教えることによって、それを活用しようとする教員が増え、またAIの機能を使用すると、子どもたちが問題演習すると間違った問題、類似した問題が自動的に出てきたりします。これにより、その子がどのくらいできるようになったのかといった統計処理が、今まで教員の勘だったものが統計的に分かってくるので、それを活用してその子にあった個別の指導ができるようになります。そういった良さを教員が知ることがICTを使う利点になっていくのかなと考えております。

○山内委員 1月に京都の小学校を視察しましたが、そこが単にコンピューターを使うというよりも、読解科という科目で言葉をしっかり能動的に使うということを教える一方で、いわゆる思考ツールと言うのか、論理ツールを使って、情報をきれいに分析する力を養うということをやっていました。非常にいい試みでIT時代だからこそ、逆にそういう思考ツールを先に丁寧に教えるとか、ああいう研究をもっとしてもいいのではないかとその様子を見ながら思いました。授業を補うツールとしてどういう工夫をしていくかは、学校によっていろんな試みが今、出てきていますので、研究されていくといいと思います。

一方で、コンピューターの性能・機能をどう生かすかということで考えると、これからの時代、特にAI時代になればなるほど、統計的な思考力をきっちり育てておくということが、AIに使わ

れない、A I の後ろにあるロジックを見抜いてそれを使い込む能力を養うことになりますので、統計的な思考力をどう養うか、そこでどう活用するかということも一つは柱としてお考えになった方がいいのではないかと個人的には思っております。

○教育指導課長 中学校の国語科の教員に言っているのですが、国語は手書きだとこだわっている教員がいます。でも文章を書くのに手書きでやっていると、男の子などによくありますが、書いて汚くなって消してというのを繰り返しているうちに、文章を書くよりも書いて消しての作業が長なり、自分の文章が論理的にいいとか、よい文章が書けたかどうかという評価よりも、書くことだけに集中してしまって無駄な時間をロスしているケースがいっぱいあります。でもコンピューターだと編集して、ちょっと言葉を足したり入れたりというのが手書きよりも優れています。そうやって文章がいいかどうかということ本来はやるべきなのに、手書きで書くことにこだわっていると本来教えたことに集中できなくなってくる。そういった例もあるので、自分たちで教えたことや伸ばしたい能力をやるためには何を考えたら合理的なのかということ教員が考える必要があります。ほかにも統計的なことなど、コンピューターの優れた部分をどう生かしていくかということについては、いろいろな先進事例も踏まえて、我々も研究し学校の中に広めていきたいと考えています。

○教育長 山内委員が言われたように、どんな能力を高めていくかによって使う道具は違ってきます。コンピューターは一つのツールであって、全てに通ずる道具ではないわけです。

○教育指導課長 I C Tを使うことに関して、若い教員が昆虫の観察をするのに、手で描くよりも写真の方がきれいだろうと思って授業をしたところ、その後「昆虫の足はどこから出ていますか」とテストしたところ、ほとんどの子が答えられない。胴体の胸のところから出ているわけですがけれども、それは観察して自分で描いたことによって認識するわけですから、きれいな写真を使ったイコールその子の観察力や能力が伸びるということにはならないわけです。本質的なことがわからず、誤った使い方をして、子どもは「何か観察しました、何とかの虫です」と写真を見せて文章を書いても、一切記憶に残っていないという誤った使い方の例でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 平成31年度使用区立小学校教科書採択に係る選定報告書等の報告について

○教育長 次に、「平成31年度使用区立小学校教科書採択に係る選定報告書等の報告について」です。この報告につきましては現時点では非公開としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。なお、会議録については、教科書採択後に公開といたします。

それでは、「平成31年度使用区立小学校教科書採択に係る選定報告書等の報告について」説明を

お願いします。

○教育指導課長 平成31年度に使用する区立小学校教科書採択に係る選定報告書等及び教科書選定研究資料を報告させていただきます。

平成30年4月24日に開会した教科書選定研究委員会において、教育委員会から教科書選定研究資料の作成・報告を依頼したところ、教科書選定研究委員会委員長より別紙1・2・3のとおり、平成31年度に使用する教科書の採択に係る選定報告書及び選定研究資料の提出がございました。

なお参考資料として、諮問内容ということで1枚つけてございます。別紙2が最終的な選定資料になります。これは平成26年度の採択の際の資料を、もう1回この資料でよいかということを中心にして見直しを図っていただきました。つまり平成26年度と同じ教科書で、教科書の改訂が全くない状態で今回採択いたします。なお平成31年度の1年間のみ使用するというのが今回の特徴でございます。この別紙ナンバー2の資料を作成するために本会は港区教育研究会、各教科の研究部長に調査をまず依頼しまして別紙3のとおり、現在使われている教科書及び採択資料として使っているものが、今あるものとして適正かどうかを含めたご意見を各教科の部会からいただき、それを委員長の方でまとめて別紙2の今回の資料を作成して提出をいただいたこととなります。説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問をお願いいたします。

○山内委員 今いただいた資料を見て、まず私たちがこれを読んだ上で知りたいのは、現在何の教科書を使っているかということで、例えばこの教科書選定資料で国語が5社並んでいますけれども、現在どれを使っているかというのを知った上で、読まないとなかなかこれを読み切れないところがあります。各教科にどの会社のものを使っているかというのを教えていただければと思います。

○教育指導課長 改めて教科書採択をしてあるものの一覧について後程お配りさせていただきます。ただ、今使っているものだから優れているから優先というよりも、さらな気持ちで見させていただいてさまざまな状況を判断していただいて、現行のものを使用されるか、新たにやはり先生方から見てこちらの方が優れているのではないかと選ばれるかは、先生方のご自由ですのでよろしく申し上げます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

教科書選定研究委員会は4月24日に開会されましたが、この別紙1を6月1日付で教育委員会に提出するに当たってその後はいつ開かれたのですか。

○教育指導課長 4月24日の会議の中で、別紙3のとおり、各教科の研究部長からの回答をまずいただいて、その回答の中で選定資料として適切でないというご指摘があった際には、改めて委員長が皆さんを招集するということになっております。今回全教科改めて資料を見直さなければいけないような内容はないというお返事でしたので、委員長の責任で、その会の中で委員長が報告をしていいということで決議をしておりますので、2回目の会はなかったということになります。

○教育長 6月1日付で教育委員会に出す調査報告書は、各選定研究委員会の委員には渡してあるのですか。

○教育指導課長 これはお渡しします。まだ渡っていない可能性もあるので確認しますが、合意は得ております。

○教育長 いかがでしょうか。

○山内委員 もう1回確認ですが、別紙2の選定資料について、これは平成26年度に作成した資料に手を加えたものですか。それとも基本的には同じものですか。

○教育指導課長 基本的には同じものでございます。

○山内委員 別紙3を見ると、概ね使いやすい云々というところで終わっているのですが、おそらく現場で使ってみると、こういう点は具体的に非常にいいとか、でもこういうところは実はいま一つであって、それをこうして補っているとか、きっとそういうことがあるのだと思います。実際の教科書も一長一短あるわけで、そこを知った上で、選んだ教科書のよさを生かし、足りない部分をどう補うかということが大事だと思うのですが、そういうことが別紙2・3を見てもちょっと分からなかったの、そういう議論はなされているのかというのが一つと、実はそれを知っておくことが、翌年の採択のときに実は重要な基礎資料になるのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○教育指導課長 まとめの報告になっていますので、文章があっさりしてしまっているのは間違いありません。直接聞いている意見の中では、今の現行の教科書は非常に使いやすいというようなご指摘がありました。ただ次回の採択はデジタル教科書の部分も加味していくことになりますので、選定の仕方、採択の仕方が大分変わってくるのかなということを予想しているところでございます。なおこれから学校からの意見聴取というのも始まりますので、学校からの意見については、ずばりダイレクトにご指摘の箇所が出てくるのではないかと予想しているところでございます。以上でございます。

○山内委員 これからデジタル教科書とか色々な学習指導要領の変更とかで変わっていく中で、逆に現行の中で具体的にどういうところが使いやすいとか、具体的にどういうところが物足りないとか、1回整理しておいた方が次の教育に向けては重要な参考になるのではないかと思います。

○教育指導課長 承知いたしました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○教育指導課長 今、現行の採択されているものが届きましたのでお配りいたします。

○小島委員 別紙2の教科書選定資料で、平成26年度と大幅に書き方が変わったとのことですが、重要な変更点とかはあるのでしょうか。選定資料の場合、基本的には、各教科書についてこの教科書はここがいいというのが主で、この教科書のここはだめというのは積極的に選定資料には書かれていません。後ろの調査報告書、各教科研究部からの回答で見ましたが、ここはちょっと困るというのが余りないのはどうなのでしょう。

○教育指導課長 別紙2について、重要な変更点はございませんでした。現行の教科書を来年度のみ、使いたいという希望が教員の中には非常に強いものですから、なかなかそういった意見が出づらなのが状況でございます。これから学校における教科書研究が始まりますので、そこで別途、今

の教科書で使いづらい部分があればご意見をもらえるような形を整えたいと思っています。理科研究部会のところのページをお開きいただけますでしょうか、別紙3の理科研究部会のところ4ページ目です。船木校長から、現在使用している学校図書の教科書は問題解決学習の観点から見ていくと、導入と関係ない課題が突然出てくる教材も見受けられるという指摘があります。ただ概ねほかの教科は、これまで使っているものを使いたいものですから、指摘が緩くなってしまいがちだというところでございます。単元配列の問題ですとか副教材の問題ですとかさまざまなものがあるので、教科書が変わると非常にある面ではリスクを伴うというのが、教員の中で意識が高いというのは事実でございます。

○教育長 教科書採択をする際に、文部科学省の検定を受けた教科書は区民の人に広く見てもらい、意見を聞くわけですが、それ以外に採択に当たって、例えば、選定研究委員会を開いて、こういう方法で意見を聞くようにというような文部科学省から意見聴取についてのガイドラインのようなものが出ているのですか。

○教育指導課長 ガイドライン的なマニュアルはあります。教科書採用の選定手引きというものです。これは東京都が国の手引きを東京都版に直しているもので、それに沿って我々も行っています。ただ調査・採択委員会の中に学識経験者等を入れている自治体も中にはあります。ただし難しいのが、学識経験者には教科書を書いている方を入れられないので、教員や校長の中には教科書を書いている方がいて、そうした人たちを全部除き、調査研究しないといけないというところが、ルールにあるので、港区も結構教科書にかかわっている教員や校長が多くそこが今現在の課題と思っています。

○教育長 港区はガイドラインに沿ったやり方を取っているということですが、それ以外に港区独自でやっていることはありますか。

○教育指導課長 港区ではないです。

○教育長 ガイドラインに沿ってやっていますが、あくまでもガイドラインなので、他の方法でもいいのですか。

○教育指導課長 基本的には沿わなくてははいけません、採択するためには教育委員会の委員が、自分たちの意思で最終的に周りの意見に左右されることなく判断をするということが大前提です。そのため、教科書作成に関わった教員の勧めや強い教員の意見、教科書会社の接触など、そういうことを避けることが一番のガイドラインのポイントで、それ以外の工夫としては学識経験者を入れるとか、区民公募をして採択のときの委員や調査研究の委員にするとか、そういったことは実際にほかの自治体でも考えてやっているところがあります。

○教育長 選定委員会をつくることや、各教科の部長に意見を聞くことはガイドラインに載っていて、そのメンバーをどうするかとかいうのは自由裁量ということですか。

○教育指導課長 メンバーに入れてはいけない方たちについては決まっていますが、その他は自由裁量です。中野区では区民公募で必ず保護者とは違う立場の方を入れています。杉並区もそうです。ある会社の教科書の歴史観に偏向があるといったようなご意見もあるので、意識の強いところは、

一般区民が委員として入っていないといけないとして入れています。区民公募をした際には論文を書いていただいて選考しているようです。ただし、現在の選考方法は変更されているかもしれません。港区では、親として、子どもに対してどうしてほしいという願いを拾うというのが港区のやっているやり方です。一般よりも保護者としての立場からさまざまなご意見をいただいています。例えば、「こんな分厚い教科書では、ランドセルと合わせて何キロになって重たい」と言われる方もいますし、親として子どもが何を考えているのか「道徳のノートがあると、親として親子のキャッチボールができるからそういった教科書があった方がいい」というご意見もその一つです。でも学者だとそういう意見は出てこないわけです。そここのところは港区としては保護者目線を大事にしようというところですよ。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは非公開での報告は終了とさせていただきます。

(非公開審議)

○教育長 本日の予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を6月26日火曜日午前9時から開催の予定です。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前11時12分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕